

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大瑠会（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び実費弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任解任委員、第三者委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 理事長、理事、監事が理事会に、評議員、監事が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(役員等の業務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業所」という。）の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 理事長及び理事に対しては、別表3による、月額報酬を支払うことができる。

4 役員等が法人以外において、業務の執行を行った際にも別表1～4の報酬及び実費弁償費を支払う事が出来る。但し、執行した業務内容等について後日理事長に報告を行い承認を得た業務のみ対象とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会、評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(苦情対応第三者委員の業務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(評議員選任・解任委員会の業務報酬等)

第7条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会の業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(出張旅費)

第8条 役員が出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給する。

2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(重複支給の取り扱い)

第9条 法人及び事業所の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

第10条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則 この規程は、平成27年4月1日より適用する。
この規程は、平成29年3月27日より適用する。
この規定は、平成31年4月1日より適用する。
この規定は、令和5年6月26日より適用する。

別表 1

名 称	報酬	実費弁償費（交通費）
理事会	5,000 円	実費額
評議員会	5,000 円	実費額

別表 2

名称	報酬	実費弁償費（交通費）
理事長	28,000 円	実費額
理事	20,000 円	
評議員	20,000 円	
監事	監事監査 50,000 円	
第三者委員会	20,000 円	
選任解任委員	20,000 円	

別表 3

名称	報酬額	実費弁償額（交通費）
理事長	月額 800,000 円	実費額
理事	月額 300,000 円	

別表 4

旅費	宿泊費	出張手当	その他
実費	20,000 円	5,000 円	実費額